

産総研の知的財産戦略

産学官連携部門知的財産部

産総研が独立行政法人化してから、2年以上が経過しました。法人化で最も変化した組織として産学官連携部門をあげることができますが、その中でも、知的財産部は大変革でした。法人化後直ちにパテントポリシー、技術移転ポリシーを策定・周知し、これに関連する諸規程類も整備し運用に供しているところです（図1参照）。加えてこの間、研究者へのインセンティブ強化、研究ノートや特許検索商用DBの組織としての導入などもあり、研究者の知財意識も相当高くなり、活発な知財創出活動やTLO活動と相まって、着実な特許出願の伸びと実施料収入の増大を実現できました（図2、3参照）。

独法化後2年という一区切りのタイミングで、これまでの施策及び、産総研の知的財産戦略の一端を紹介します。なお、ご紹介したポリシー、規程、データなどは、産総研のホームページから参照可能です。

パテントポリシーと技術移転ポリシー

既にいろいろなところで紹介済み

ですが、一言で言えば、「研究成果の最大限の知的財産権化と技術移転の推進」です。ポイントは、

- ①論文と知的財産権とを同じ位置づけで扱う
- ②研究開発の初期の段階から、研究開発テーマに関連する国内外の特許の調査/把握を行う
- ③学会発表/論文発表前に特許出願を行う
- ④確保した知的財産権の技術移転は職員の責務
- ⑤そのための体制整備・研修を上げることができます。

研究者へのインセンティブ

発明が直ちに実施につながるわけではありません。研究成果の普及即ち技術移転は、産総研のミッションの一つですが、技術移転につながる知的財産の創出とその後の技術移転活動こそが重要です。この実現のためには、研究者自らその意識を持つことが重要です。このため、産総研は研究者に種々のインセンティブを実施しています。

1番目には、知的財産権化への貢

献度を個人評価に反映することをパテントポリシーに定めました。

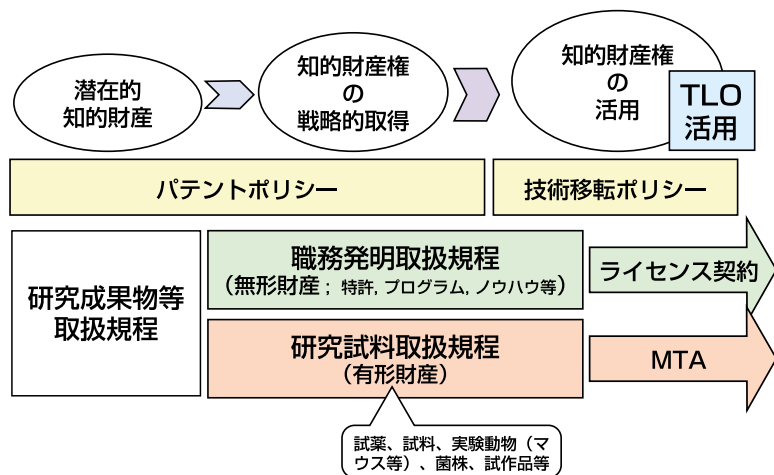
2番目には、実施料の25%（100万円以下は50%）を研究者に還元したことです。この場合に、①総額上限無し ②出願経費等の控除なしとしています。この結果、平成14年度の実施料収入に対して、トップが400万円、総額で約9,000万円の個人還元となりました。なお、研究者の流動性が期待される中で、産総研を辞めた後でも還元を継続しております。

3番目には、実施料5倍の追加研究費の配分です。平成14年度においては、得られた実施料の5倍の追加研究費（政策的予算）を、5月と10月の2期に研究ユニットに配分しました。最高は、1億5,000万円が2ユニットあり、総額では約10億円を配分しました。これらの種々のインセンティブの結果、知財に対する研究者の意識は相当高くなりました。

研究ノートの導入

平成14年8月に、組織として導入を決定しました。導入の考え方は、原則的に研究ノートを義務化するが、その導入と運用は研究ユニット長の裁量と責任に委ねるとしています。産総研ロゴ入りの独自ノートを作成し、既に1,500冊を超えて研究ユニットに配布されています。

研究ノートはそれ自体が、研究成果として価値ある知的財産でもあります。導入目的は、主に二つあります。一つ目は、米国特許制度対応（先発明主義）を可能にすることです。二つ目は、真の発明者の特定・研究のオリジナリティの証明に使います。特に二つ目では、①共同研究・受託研究期間前後における研究成果の帰属への係争に対応、②産総研内類



●図1 産総研における知的財産ポリシーと規程

似研究における独自性の証明、③研究受託時のノウハウ封印などへの利用を目的としています。

● 特許情報商用検索サービスの導入

特許出願は論文と違って、ベンチャーでの利用も含め産業界で使われないと意味がありません。産業界で使われるためには、利用関係にある特許を中心に、関連の特許を認識し、自分の特許の優位性をプレゼンする必要があります。また、昨年から特許庁は、出願明細書の中に先行技術文献の記載を求めるようになりました。これらを背景に、産総研では、平成14年12月に特許情報商用検索サービスを導入し、全研究ユニットで利用可能にしました。

● 専属TLO(産総研イノベーションズ)の活用

産総研は技術移転のために、専属のTLOとして経済産業大臣が認定した産総研イノベーションズに業務を委託しています。知的財産部は特許出願・維持管理を行い、これらの知的財産権を産総研イノベーションズに対して、専用実施権、再実施権付通常実施権、一部譲渡等により安定的に提供します。一方、産総研イ

ノベーションズは、企業に対しライセンス交渉、実施契約締結、実施料徴収管理を行い、実施料を産総研に納めます。これに対し産総研は手数料を支払います。このほか、産総研イノベーションズはライセンス交渉時に企業から得た情報を研究者にフィードバックします。

● 特許侵害への対応

産総研になってから、産総研特許への侵害に対しては、適正な実施料の支払いを交渉し、必要があれば出訴もすることとしました。その理由は、産総研特許を保護することはもちろん、以下のようにライセンス先との公平性を保つためです。即ち、産総研は、産総研特許のライセンス先企業から適切な実施料の配分を受けることとしていますが、これに対し、同じ産総研特許をライセンス先企業以外の第三者が産総研の了解なしに実施する場合には、正規のライセンス先企業に対し不公平となります。また、実施に繋がる特許を創出した発明者へのインセンティブも減少することになります。

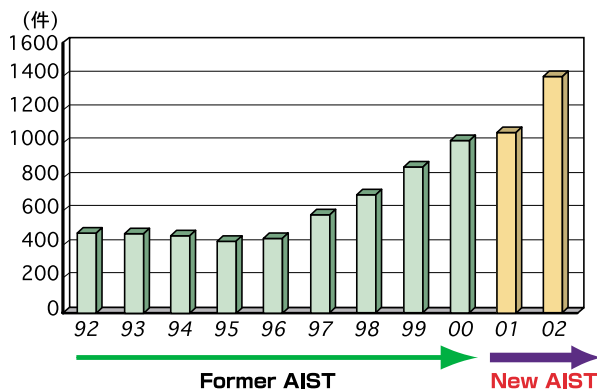
この侵害発見については、発明者等研究者に情報提供をお願いすることが多くあります。侵害先との交渉

においては、産総研イノベーションズが対応し、平成14年度においては、2件が解決済みです。訴訟に至る場合には、技術的側面では研究者に協力してもらいつつ、顧問弁護士、内部弁理士および産総研イノベーションズと連携し、知的財産部が責任をもって対応しています。

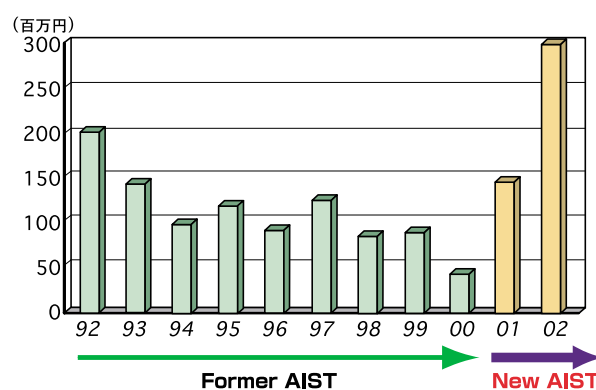
● おわりに

産総研は、平成14年度は1,400件を超えて国内特許を出願しました。更に国内出願の中から約170件を選定し諸外国に多数出願しています。これらの知的財産権の多くが産総研ベンチャーで使われ、また企業の皆様にライセンスされ、お使いいただければありがたいと思っております。産総研イノベーションズと連携して、平成14年度は、約300件の契約と約3億円の実施料収入を得ることができました。まだまだ活用可能な特許は多数あります。産総研に未だ共同研究や研究委託をされていない企業の方々にこれらの特許をご利用いただき、皆様のグローバルな事業展開において、知的財産権活用の観点から産総研特許等が役に立つことができれば幸いです。

<http://www.aist.go.jp/>



● 図2 特許庁(日本)への特許出願件数推移



● 図3 実施料収入推移

(参考) 知的財産の関連記事は、次のAIST Todayに掲載されています。

産総研における技術移転の特徴 (2003.3)
 研究試料を移転いたします。(2002.11)
 活用される産総研特許を目指して (2002.10)
 平成13年度特許出願状況 (2002.8)

AIST 技術移転ショウケース 2002 (2002.7)
 産総研特許ポリシー (2001.8)
 独立行政法人初認定TLO(2001.5)